

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 20 回 総 会

平成 31 年 4 月 26 日 (金)

名護市農業委員会 第20回総会

開催日時 平成31年4月26日(金)午後4時30分～

開催場所 名護市労働福祉センター

出席委員(農業委員)

1番	欠席	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

オブザーバー(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	14番	伊波 興助	15番	欠席
16番	欠席	17番	宮里 強	18番	玉城 政和
19番	比嘉 勲	20番	具志堅 興一	21番	塩浜 康允
22番	山城 秀樹	23番	平 智昭	24番	欠席
25番	宮城 直人				

欠席者 1番 岸本 信子 15番 比嘉 政昭 16番 上間 光成
24番 伊波 實

議事録署名人 2番 長山 正敏 3番 前川 好男

書記 名護市農業委員会事務局 係長 玉城 真一

議案 第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第124号 農地転用事業計画変更承認申請について
第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第127号 農用地利用集積計画の意見決定について
報告 農地法第4条許可申請の取消し願いについて
報告 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて
報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（8番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は2番と3番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局玉城係長を指名いたします。

では、これより「第20回名護市農業委員会総会」を始めます。

議案第123号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。

整理番号1番 ●●●番地。農振農用地内で、合計面積が3,318㎡。●の●さんから●の●さんへ。賃借設定のものを有償移転となっています。従事者1名、稼働日数170日。計画作物は草地です。

整理番号2番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、2筆合計面積が993㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名、稼働日数170日。計画作物はマンゴーです。

整理番号3番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、2筆合計面積が1,838㎡。●の●さんから●の●さんへ。賃借設定のものを所有権移転するための無償移転となっています。従事者1名、稼働日数180日。計画作物はシークワサー、タンカンです。

整理番号4番 ●●●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で、3筆合計面積が5,500㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための無償移転となっています。従事者2名、稼働日数主従事者200日、補助者60日。計画作物はミカンです。

整理番号5番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が2,990㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための賃貸借となっています。従事者1名、稼働日数200日。計画作物は牧草です。

整理番号6番 ●●●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で、3筆合計面積が6,610㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための賃貸借となっています。従事者2名、稼働日数主従事者150日、補助者250日。計画作物はサトウキビです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第123号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第123号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第123号整理番号1番から6番については可決といたします。

議長（8番） 議案第124号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。

- 事務局 資料3ページをご覧ください。
整理番号1番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地外で合計面積が484㎡。申請人が●の●さん。事業計画を変更し、同時に4条許可申請を行うものです。4条許可申請については後程、ご説明します。
- 議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第124号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長(8番) 議案第125号に入る前に報告案件を先にさせていただきます。事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料12ページをご覧ください。報告の1つ目、農地法第4条許可申請取消し願いについてです。
整理番号1番●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で合計面積が596㎡。申請人が●の●さん。共同住宅の取消しが出されております。一度共同住宅で許可を得た案件ですが、隣接する自宅への進入路等の計画変更があったことから今回取消し願いがでております。計画変更後の案件については4条の方で出されている。
報告2つ目、農地法5条許可申請取下げ願いについてです。
整理番号1番●● ●番地。農振農用地外の面積が1,015㎡。計画面積の変更があり、県の方に進達を出しております。
報告3つ目、農用地利用配分計画案に関する意見についてです。
整理番号1番●● ●番地。公益財団法人●へ5年間の賃借期間が設定されております。
- 議長(8番) 議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料4ページをご覧ください。
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が1,378㎡のうち313㎡。申請者 ●の●さん。農地区分が3種農地で住宅等が連担する地域となっています。一般住宅建築済みの物件であり、建築確認未届である。本人の強い要望で4条申請が出されている案件となります。
整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が149㎡。申請者 ●の●さん。貸し駐車場設置のための4条許可申請となっております。農地区分は、2種農地市街地に近接する一団の農地で0.1haとなっており、問題ないと考えます。
整理番号3番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆の合計面積が596㎡。申請者●の●さん。先ほどの4条取消し願いでありましたとおり、共同住宅で許可を受けていましたが、自宅の庭、住宅への進入路として一部使用したいとのことから用途変更の申請がありました。今回新たな計画で提出しております。農地区分は第3種農地、住宅等が連担する地

域となっていますので、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆の面積が1,237㎡。申請者●の●さん。貸調剤薬局施設建設のための申請となります。農地区分は、第3種農地で原則許可となっております。

整理番号5番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆の合計面積が397㎡。申請者●の●さん。宅地造成のための申請となります。4条事業計画変更申請も出されている案件です。農地区分は、3種農地となっておりますので原則許可となっております。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第125号について質疑はございませんか。整理番号1番に関しては、本来順番として、建築確認がされた案件を審議する必要があります。建築確認がなされていない案件に対して委員会としては許可を出せないと考える。

委員 同様に考える。

議長（8番） 議案第125号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番を否決とし、整理番号2番から5番を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） はい。
議案第125号 整理番号1番を否決、2番から5番については可決といたします。

議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1677㎡のうち249.28㎡。●の●さんから●の●さん。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、第2種農地で生産性の低い農地が3haとなっていますので、問題ないと考えます。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が906㎡。●の●さんから●の●さんへ。貸資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分が市街地近接の第2種農地で、一団の農地9.2haとなっており、問題ないと考えます。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,042㎡。●の●さんから●の●さんへ。資材置場として活用するための所有権移転となっています。農地区分が第3種農地、公共施設から300m以内にある農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が914㎡のうち331㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、第1種農地となりますが、例外規定により10

戸連担の接続を確認しております。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 521 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、第2種農地、生産性の低い農地 2.9ha となっていることから問題ないと考えます。

整理番号6番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 460 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅を建築するための使用貸借となっています。農地区分は、第3種農地、住宅等に連担する農地で原則許可となっています。

整理番号7番 ● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 191 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸し駐車場としての活用のための所有権移転となっています。8番と関連があるので引き続き説明します。

整理番号8番 ● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が 161 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸し駐車場としての活用のための所有権移転となっています。農地区分は第3種農地、住宅等が連担する地域で原則許可となります。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第126号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から8番について可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 議案第127号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料10ページをご覧ください。平成31年4月19日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人12名。譲受人9名。設定筆数15筆、面積48,805 m²。内 賃借権11筆、使用貸借権3筆、所有権移転1筆となっています。詳細については、11ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから、譲受人公益財団法人●へ、2年間の賃借権となります。中間管理機構への借受となります。

2番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、20年間の使用貸借権。作物はコーヒーとなります。稼働日数は250日です。

3番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権。作物はパインとなります。稼働日数は150日です。

4番から7番は、譲渡人●の●さんから、譲受人公益財団法人●へ、10年間の賃借権となります。農地中間管理機構への借受となります。

8番、譲渡人●の●さんから、譲受人公益財団法人●へ、5年間の賃借権と

なります。農地中間管理機構への借受となります。

9番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の貸借権。作物は米となります。

10番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の貸借権。作物はウコンとなります。稼働日数は250日です。

11番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、10年の使用貸借権。作物はマンゴーとなります。稼働日数は250日です。

12番、譲渡人●から、譲受人●へ所有権移転。作物は野菜となります。

13番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、3年間の貸借権。作物はサトウキビとなります。稼働日数は150日です。

14番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、3年間の貸借権。作物は野菜となります。稼働日数は150日です。

15番、譲渡人●の●さんから、譲受人●の●さんへ、5年間の使用貸借権。作物は野菜とサトウキビとなります。稼働日数は250日です。

以上です。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第127号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第20回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 長山 正敏 印

署名委員 前川 好男 印